会議等名	平成 19 年度第 1 回海老名市総合計画審議会
日 時	平成 19 年 4 月 10 日(火) 14:00~16:00
場 所	政策審議室
出席者	委員:鈴木(守)会長、矢野委員、橘川委員、鈴木(輝)委員、三宅委員
	森川委員、石井(正)委員、赤井委員、間宮委員、井上委員、
	石井(伸)委員、西井委員、岡本委員、菅谷委員(欠席 高林委員)
	事務局:山本部長、高橋次長、瀬戸課長、秦主幹、内田
	都市計画課 横山課長、佐々木主任主事
	(傍聴者 0)

概 要:

- 1 開 会(事務局)
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- ・再任された 12 名、公募により新任された 3 名の委員の方々には、今後のご審議をお願いします。
- ・将来人口、財政状況、土地利用の方向性等の主要指標の見直しや数値指標の設定を図る などし、評価に耐えうる、実効性のある計画策定を目指しています。
- ・ 地域部会、各種団体との意見交換会、「未来のえびな」絵画作品展など「一万人市民参加」による、市民との協働作業による計画策定を進めています。
- ・夏ごろまでに計画原案を取りまとめ、タウンミーティング等で意見集約を図ります。
- ・総合計画審議会への諮問・答申の後、総合計画基本構想を議会へ上程いたします。
- 4 会長及び会長職務代理者の選出
- ・互選により、鈴木守会長・森川紀子会長職務代理者を選出
- 5 会長あいさつ(鈴木守会長)
- ・総合計画審議会会長として、将来を見据えた、新しい総合計画の策定について、審議を 行っていくことの重要性・責任を重々感じています。
- ・委員の方々には、さまざまな角度からのご審議をお願いします。
- 6 議題 (進行 鈴木守会長)
- (1)海老名市第四次総合計画の策定状況について
- ・海老名市総合計画審議会条例
- ・策定方針、主要指標
- ・策定経過、スケジュール
- ・現在の作業状況 等について、事務局説明
- (2)土地利用の考え方、方向性等について
- ・線引き制度の概要
- ・土地利用の考え方(都市計画図) 等について、横山都市計画課長説明

意見・質疑等

特定保留区域の市街化編入は、区域全体でなく、一部分だけでも可能なのか?

可能であるが、編入されない部分の方向性が問われる。

現在の海老名駅西口特定保留区域の事業化が進まない中で、編入されない部分の方向性は未定のまま、合意形成された部分のみでの市街化編入は、可能なのか?

1回ごとの「線引き」は独立しており、従前のものはリセットされるとの考えです。 特定保留区域の見直しを行うことも考えれば、一部分だけでの市街化編入は可能と考えます。

土地利用については都市計画審議会での議論が主となるはずであるが、総合計画審議会への情報提供と考えていいか?

7

市街化区域内における適正人口はどの程度と考えるか?

市街化区域人口の基準として、40人以上/ha が示されている。適正人口については捉えていません。資料等の確認をします。

市街化区域内農地への取り組みが見えない。市の考え方は?

基本的には市街化を促進する地域。生産緑地制度の活用という手法もあるが、農政の 判断によるところが大。

「一般保留」 「特定保留」との流れでいいのか? 第6回線引きにおいては「特定保留」の設定のみです。

駅間地区土地利用の考え方は?

地権者は土地利用の意欲が強い。土地利用計画の熟度が高ければ、整備は可能と考える。市としても、積極的に誘導を図っていきたい。

駅間は一般保留区域か?

特定保留区域です。

西口については、5 年内の事業化が見込まれる区域が特定保留区域であるが、事業が 進まないからわかりづらい。整理をしてください。

25 年経過しても地権者がまとまっていない。海老名の顔を形成していくためにも、誘導を図っていきたい。

市役所周辺土地利用の考え方は?

調査結果を取りまとめ中。商業地域隣接の市街化調整区域について、現在の虫食い状態が進行する前に整序誘導区域の活用等をも視野とし、整理を進め、第6回線引きへ反映していきたい。

駅間地域市街化編入後の用途は?

通常は周辺用途の状況により設定していくものであるが、駅間については未定です。

駅間整備について地権者へ市としても、強く働きかけていただきたい。

資料中の線引きスケジュールは、県のスケジュールですよね。通知はきているのか ?

県スケジュールです。通知は1月末に来ています。

土地利用の許認可権者は県である。権限委譲により、市の権限とすることにより、まちづくりが推進していくと考える。

都市計画決定は県、建築関係許認可は厚木土木が権限を持つ。

現状でも、都市計画決定の原案は市で策定しており、市の意向が前提。

特定行政庁移行の準備はしているものの、移行のメリットは少ない。

総合計画にて、土地利用の位置付けを図れば、県へのプッシュになるのか?

総合計画の位置付けは、大きな要素となります。

総合計画審議会と都市計画審議会の関連性を示してください。

総合計画は市の最上位計画として、市の将来像・基本的な考え方、これらを具現化する政策・施策等の体系化を図っているものであり、総合計画審議会は、計画策定・進行等について、審議をいただくものです。

都市計画審議会は、都市計画決定について審議をいただくものです。

都市計画審議会でご審議いただいた土地利用や都市計画決定等について、総合計画で の位置付け等について、総合計画審議会にてご審議いただきます。

4 その他

- ・前回議事録の確認
- ・「未来のえびな」絵画作品展審査について

5月中に開催

審査体制…総合計画審議会委員3名、市美術協会1名、市教育委員会1名 事務局1名

総合計画審議会からの審査員選定を依頼 3名を選定

5.閉会(鈴木守会長)

以上